

医第 274 号
平成 29 年 9 月 5 日

公的医療機関等
公立病院
特定機能病院
地域医療支援病院
各病院開設者 殿

神奈川県保健福祉局保健医療部長

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」の策定等について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記のことにつきまして、別添 1 のとおり、平成 29 年 8 月 4 日付医政発 0804 第 2 号により厚生労働省医政局長から公的医療機関等開設者あてに通知されたところですが、同日付医政発第 0804 号第 3 号により別添 2 のとおり都道府県知事あてにも通知がありました。

これらの通知に基づき、今後、本県の地域医療構想調整会議においても協議のために必要となりますので、別紙のとおりプランの策定及び提出について依頼します。

なお、公立病院については、「新公立病院改革プラン」において同様の内容を記載することとなっているため、「公的医療機関等 2025 プラン」の策定は対象外となっておりますが、今後の各地域における地域医療構想調整会議等での議論に必要となるため、公的医療機関等に準じて、別紙「3 その他」を参考として、資料を作成のうえ御提出くださいますよう、お願いいたします。

問合せ先
医療課地域包括ケアグループ 鈴木
電話 045-210-4865

(別紙)

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」の策定等について

1 策定及び提出期限について

国の示す別添 3 の様式を参考に「公的医療機関等 2025 プラン」(以下「2025 プラン」と言う。)を策定し、平成 29 年 11 月 30 日(木)までに下記提出先あてにご提出ください。

提出方法: メールへのファイル添付により提出

※ 様式ファイルについては、神奈川県ホームページに掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537176/>

※ 県においてとりまとめる都合上、原則としてデータファイルでの提出としますが、データでの提出が困難な場合については、紙での提出も可とします。その場合には郵送にてご提出ください。

2 提出先について

医療機関所在地の構想区域	提出先
横浜 川崎(北部・南部) 相模原 湘南東部	神奈川県保健福祉局保健医療部医療課 地域包括ケアグループ ouhuku-iryuu@pref.kanagawa.jp 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
横須賀・三浦	鎌倉保健福祉事務所 企画調整課 kamahofuku.1578.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-16-13
湘南西部	平塚保健福祉事務所 企画調整課 hirahofuku.1577.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒254-0051 平塚市豊原町 6-21
県央	厚木保健福祉事務所 企画調整課 atuhofuku.1587.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
県西	小田原保健福祉事務所 企画調整課 ohofuku.1582.kikaku@pref.kanagawa.jp 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1

3 その他

- ・ 公立病院改革プランや、各医療機関が独自に策定している計画等において、2025 プラン記載項目と同様の内容が記載されている場合は、その転記や、該当箇所の添付等で対応いただいで結構です。
- ・ 提出いただいた 2025 プランは、一部資料化(経営上の数値目標等に関わる部分等は除く)して、第 3 回地域医療構想調整会議(平成 29 年 12 月~30 年 1 月開催予定)に提出します(会議及び会議資料は公開)。このほか、地域の議論(非公開の会議を含む)において活用させていただく予定です。
- ・ 提出後、医療機関において経営方針の見直し等により 2025 プランの内容に大幅な変更が生じた場合は、県(提出先)へ修正提出することが可能です。

別添 1 厚生労働省医政局長通知(平成 29 年 8 月 4 日付医政発 0804 第 2 号)

別添 2 〃 (平成 29 年 8 月 4 日付医政発 0804 第 3 号)

別添 3 国様式(ファイルは県 HP に掲載)

別添 4 公的医療機関等 2025 プランについて

医政発 0804 第 2 号
平成 29 年 8 月 4 日

(別記の開設主体の長) 殿

厚生労働省医政局長

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について (依頼)

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、将来に向けて医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要となっています。

そのような中、各都道府県は、平成 29 年 3 月までに地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の策定を完了しており、今後、その達成に向けて、構想区域（同号に規定する構想区域をいう。）ごとに、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を開催し、関係者による議論を進めていくこととなります。

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、平成 28 年 12 月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされています。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）を参考に、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされており、策定した「新公立病院改革プラン」をもとに、地域医療構想調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な議論が促進されるものと考えております。

また、医療法上、都道府県知事は、地域医療構想の達成を図るため、公的医療機関等（同法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）に対してより強い権限の行使が可能となっております。

さらに、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院については、その設立の趣旨や、地域における医療確保等の責務に鑑み、今後も地域に求められる役割を果たしていくことが期待されます。

こうした点を踏まえれば、公的医療機関等を始めとする上記の医療機関が、他の医療機関に率先して、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要と考えております。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においても、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2 年間程度で集中的な検討を促進することとされたところです。

については、貴殿が設置する医療機関について、地域医療構想調整会議における具体的な議論の促進に資するよう、別添の様式を参考に「公的医療機関等 2025 プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等 2025 プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくよう、貴殿が設置する医療機関に対し依頼いただきますようお願いいたします。また、策定したプランについては、地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には見直しを行うなど、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性を図っていただくようお願いいたします。

なお、「公的医療機関等 2025 プラン」については、別添「公的医療機関等 2025 プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」に沿って、地域で計画的に議論が進められるよう、可能な限り早期に策定を進めることが重要であることから、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については、このサイクルで予定されている 3 回目の地域医療構想調整会議における議論に間に合うよう本年 9 月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも 4 回目の地域医療構想調整会議において議論できるよう本年 12 月末までに策定を進めていただくようお願いいたします。

また、本件については、国において都道府県へ地域医療構想調整会議における議論の状況等についての進捗確認をする中で策定状況等の把握をいたしますが、これに加え、貴殿に対し直接、貴殿が設置する医療機関の策定状況等について照会をさせて頂く可能性があることを申し添えます。

(別記)

日本赤十字社社長
社会福祉法人恩賜財団済生会会長
全国厚生農業協同組合連合会会長
社会福祉法人北海道社会事業協会会長
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
国家公務員共済組合連合会理事長
公立学校共済組合理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
健康保険組合連合会会長
全国健康保険協会理事長
独立行政法人国立病院機構理事長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
各特定機能病院開設者
各地域医療支援病院開設者

医政発 0804 第 3 号
平成 29 年 8 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」について

地域医療構想調整会議（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における具体的な議論の進め方については、昨年 12 月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされている。

公的医療機関等（同法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。）や、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院については、これらの医療機関が地域において果たしている役割等に鑑み、他の医療機関に率先して、地域医療構想（同法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要である。

今般、上記の医療機関の開設者等に対し、別添のとおり、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示すための「公的医療機関等 2025 プラン」を策定した上で、当該プランを地域医療構想調整会議に提示し、議論を行うよう依頼したので、ご了知の上、地域医療構想調整会議において具体的な協議が進むよう、遺憾なきを期されたい。

特に、地域医療構想調整会議における協議のスケジュールについて、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2 年間程度で集中的な検討を促進することとされていることや、別添「公的医療機関等 2025 プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」の趣旨を踏まえ、このサイクルで予定されている 3 回目の地域医療構想調整会議において、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関のプランが、4 回目の地域医療構想調整会議において、その他の医療機関のプランが議論された上で、年度内に次年度の構想の具体的な取組について意見の整理がなされるよう、適切な進捗管理をお願いする。

なお、地域医療支援病院における「公的医療機関等2025プラン」の策定に関しては、別添により、貴管下の地域医療支援病院に対し、貴職より依頼願いたい。